

平成 30 年度 「観光客に向けた情報発信強化事業」
業務仕様書

平成 30 年 6 月 11 日

石垣市

「観光客に向けた情報発信強化事業」業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

「観光客に向けた情報発信強化事業」委託業務

2. 業務目的

本市では、平成 25 年の南ぬ島石垣空港開港以来、観光は好調で推移しており、去年は、観光入域客数過去最高の 137 万人を数え、国際線の就航、また大型クルーズ船の就航もあり、外国人観光客の数も年々増えている。しかし、急激な観光入域客数の伸びに対し、受入は十分とはいえず、観光人材不足も相まって、特に外国人観光客への十分な情報提供、観光案内ができていない現状がある。そこで本事業では、国内からの観光客は元より、外国人観光客への対応強化として、既存の WI-FI 環境を拡充し、アプリなど ICT 技術を活用することで多言語による情報発信機能を強化し、観光客の利便性の向上を図ることで、リピーターの創出及び観光消費額の拡大に繋げることを目的としている。

3. 業務概要

(1) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成 31 年 3 月 22 日（金）

(2) 委託上限額

70,196,544 円（消費税及び地方消費税含む）

4. 「観光客に向けた情報発信強化事業」の基本方針

- (1) WI-FI 環境の整備と ICT 技術の活用により、観光客へ向けた情報発信をより強化することで、観光消費額拡大を図り、地域振興に繋げる。
- (2) WI-FI 環境の整備により、観光客の利便性向上と、災害時に情報提供インフラとして活用することで、観光客及び住民の安心安全の向上を図る。
- (3) WI-FI と ICT 技術の活用により、観光人材の不足を補いつつ、コンテンツ制作の実践を通して人材を育成していく。

5. 委託業務内容

(1) 公衆無線 LAN サービスエリア拡張

受託者は、「観光地・観光施設への集客力強化事業」にて整備したネットワークインフラ基盤を活用して、公衆無線 LAN のサービスエリア拡張整備を行い、公衆無線 LAN のサービス提供を行う。

- ① 拡張整備対象とする公衆無線 LAN のサービスエリアについては、既設の公衆無線 LAN のサービスエリアを元に提案すること。

- ② 受託者は、平成 31 年度以降においても、機器等の保守管理を含め、公衆無線 LAN サービスの提供を維持できる体制を有していること。すでに本市内において公衆無線 LAN サービスの導入・運用実績があることが望ましい。
- ③ ネットワーク設計は、既存の公衆無線 LAN 認証基盤を利用し、新たに公衆無線 LAN 認証基盤の設置・利用を行わない構成とすることで、運用開始後の保守コストの低減化を図ること。
- ④ 公衆無線 LAN サービスの提供に当たっては、セキュリティに関する関係法令等を遵守するとともに、青少年の健全な育成及び施設の公共性を考慮して Web サイトの最低限必要な閲覧制限（URL フィルタリング）を行えるものとする。また、利用者の接続ログ等の蓄積・管理、その他必要なセキュリティ対策等を講じることができること。なお、原則としてセキュリティ要件については、本市が「観光地・観光施設への集客力強化事業」にて整備した WI-FI システムに準ずること。
- ⑤ 運用において、月次で利用者の接続ログの集計を行い、日別の接続者数、アクセスポイントごとの接続者数、接続端末の設定言語別割合のレポートを毎月提出すること。
- ⑥ 観光客を対象とした利用促進のための支援を行うこと。

【設備要件】

- ① アクセスポイントはサイトサーベイ等を行い、受託者において適切に設計し配置すること。
- ② 本市が指定する SSID を利用できること（原則として、市の既存の公衆無線 LAN で使用している SSID を使用すること。）
- ③ アクセスポイント機器の仕様・性能等は、関係法令の基準を満たすこと。
- ④ アクセスポイントは、2.4GHz 帯、5GHz 帯の両方の周波数に対応可能とし、無線 LAN 規格は IEEE802.11n/a/b/g に対応していること。
- ⑤ サービスエリア内において、利用者がアクセスポイント間を移動中に、利用者再認証等ができるだけ生じないようにすること。
- ⑥ 屋外に設置するアクセスポイントは、台風等の対策のため防水に対応している事とし、防水防塵規格は IP67 に対応していること。
- ⑦ アクセスポイントの同時接続端末数は、250 台以上に対応していること。
- ⑧ アクセスポイントは、特別な場合を除き、既設の Ruckus 社製アクセスポイントコントローラに統合できること。
- ⑨ 公衆無線 LAN サービスの認証設備（各種ネットワーク機器、認証サーバ等）は、「観光地・観光施設への集客力強化事業」にて整備した設備を利用すること（認証方式については、既存の公衆無線 LAN と同様のものとする）。

(2) イベント／観光案内アプリケーション機能拡張

受託者は、本市「観光地・観光地への集客力強化事業」にて整備した観光 AR アプリの機能強化を行い、観光 AR アプリのサービス提供を行う。

【業務要件】

- ① 受託者は、平成 31 年度以降においても、観光 AR アプリと観光 AR アプリ用サービス基盤の保守管理を含め、観光 AR アプリの提供を維持できる体制を有していること。

- ② 運用において、月次で観光 AR アプリの android/iOS ダウンロード数やスポット表示回数等の集計を行い、レポートを毎月提供すること。
- ③ AR のエアタグによるスポット情報の表示やスポットの詳細情報の閲覧、スポットへのナビゲーション機能を有していること。
- ④ android と iOS に対して PUSH 通知が送れること。また、android の PUSH 通知は、FCM に対応できること。
- ⑤ スタンプラリーはマーカーによるスタンプ取得に対応できること。
- ⑥ 観光 AR アプリ内のコンテンツや情報を随時更新できるように、観光 AR アプリ用サービス基盤としてクラウド上にコンテンツ管理機能を有していること。
- ⑦ 観光 AR アプリは、日本語の他英語、中国語、韓国語に対応すること。
- ⑧ 既存のユーザーの利便性を確保するため、本市で提供する既存の観光 AR アプリのユーザーは、今回の機能追加部分について、新規のインストールを行わず、アプリケーションのアップデートのみで使用できること。
- ⑨ 観光 AR アプリのダウンロード数を増やすための支援を行うこと。

(3) 外国人観光客動態分析

受託者は、石垣空港・離島ターミナル・川平湾を中心としたエリアにて滞留している人の国籍分析が可能なセンサーを設置し、各国別の訪問箇所・滞在日数・周遊ルート等の分析を行い、本市にサービス及びレポートを提供する。

【業務要件】

- ① 受託者は、平成 31 年度以降においても、国籍分析専用センターと国籍分析用サービス基盤の保守管理を含め、国籍分析サービスの提供を維持できる体制を有していること。
- ② 国籍分析専用センターにて、欧米、東南アジアを中心に 25 以上の国・地域の識別ができること。
- ③ 24 時間 365 日のデータ取得・分析が継続的に自動で実施できること。
- ④ 国籍分析対象エリアに滞留する人の相当の割合の国籍分析ができること。
- ⑤ 調査対象が何かしらのアクションをとらずとも調査・分析が可能であること。調査・分析にあたっては、以下の要件を満たすこととする。
 - (ア) 公衆無線 LAN 等のネットワークの接続を要しないこと。
 - (イ) 調査対象の日本国内にて SIM カードや携帯電話・スマートフォン等の端末の購入を要しないこと。
 - (ウ) 調査対象のスマートフォン等にアプリのインストール等を要しないこと。
 - (エ) アンケート等への回答を要しないこと。

6. 成果品の種類と提出部数

成果品の種類と提出部数は次のとおりとする。

成果品の種類	提出部数・提出方法
WI-FI に係る機器（一式）	現物及び取り扱い説明書
WI-FI に係るソフトウェア及びデータ（一式）	電子媒体

イベント/観光案内アプリケーションに係るソフトウェア及びデータ（一式）	電子媒体
国籍分析センサーに係る機器（一式）	現物及び取扱説明書等
国籍分析センサーに係るソフトウェア及びデータ	電子媒体
業務報告書（打合せ議事録等含む）	電子媒体 製本3部

※上記の他に必要と思われる成果品がある場合は、本市と協議して提出するものとする。

7. その他

以下の点に留意して本業務を進めるものとする。

(1) 本業務の遂行

本業務の実施にあたっては、本市と連携を密にして遺漏のないよう行うものとする。

(2) 仕様書に明記されていない事項

仕様書に明記されていない事項であっても、本業務遂行上必要と認められる事項については対応を行うものとする。

(3) 本業務の計画

受託者は、本業務の目的を十分に理解したうえで、作業着手届、作業実施計画書（工程表含む）等の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

(4) 秘密の保持

受託者は、在職中はもとより退職後といえども、業務上知り得た内容を何人にも漏らしてはならない。

(5) 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は、すべて本市の管理及び帰属とし、受託者が成果品を第三者に公表することは一切これを認めない

(6) 瑕疵担保

受託者は、業務完了後といえども納入成果品に不備、誤り等が発見された場合は、受託者の責任において、速やかに補正・訂正・修正等を行わなければならない。

(7) 資料貸与

受託者は、本業務において本市が貸与する資料について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損・滅失・盗難等の事故のないように取り扱わなければならない。

(8) 疑義の解決

本業務の遂行において疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定するものとする。